

テクノロジー教育編集委員会規定

平成22年5月29日制定

日本産業技術教育学会中国支部はテクノロジー教育の編集を行う目的から、編集委員会と事務を担当する編集事務局をそれぞれ設置し、下記の規定を定める。この規定の改廃は理事会が行う。

1. 編集委員会の構成 編集委員会は次の委員で構成し、各期の開始時に日本産業技術教育学会中国支部理事会において承認を受け、総会において報告を行う。

- ・編集委員長 : 編集委員会を代表し、会務を統理する。
- ・編集委員 : 若干名を置き、編集業務を担当する。編集委員長あるいは編集委員に支障がある場合、編集委員会において新たな編集委員長あるいは編集委員を選び、次期支部大会での支部理事会において承認を受ける。ただし、任期は残任期間とする。編集事務局は編集委員長が所属する機関に設置する。

2. 編集委員会の任期 編集委員会の任期は1期2年とする。編集委員長の再任は認めない。

3. 編集委員会の業務

編集委員会は一つの論文に対して次の流れで編集を行う。連絡業務は編集事務局が行う。

- 1) 原稿の受付 (12月1日から2月末日までの3ヶ月間)
- 2) 執筆責任者への原稿受付の連絡
- 3) メールでの編集委員会開催による審査委員(査読者)の選定
- 4) 審査委員による審査
- 5) 執筆責任者と審査委員との間のやりとり
- 6) 査読終了後の論文受理採否の決定
- 7) 執筆責任者への採否決定通知
- 8) テクノロジー教育(オンライン版)の作成
- 9) テクノロジー教育(オンライン版)の支部事務局への送付

4. 審査委員

審査委員は原則として日本産業技術教育学会中国支部会員を充てることとし、所属先が中国地区に所在する会員に限る。

付則

この規定は、平成22年5月29日より施行する。

この規定は、平成24年5月19日より施行する。

この規定は、平成30年6月2日より施行する。

この規定は、令和3年11月13日より施行する。

この規定は、令和5年10月28日より施行する。

-